



再資源化事業等高度化法について

2025年10月

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



循環経済への移行に係る政府動向

循環経済に関する政策について

- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

天然資源 → 効率的生産

- ・ 環境配慮設計
- ・ 再生材の利用
- ・ リデュース

効率的利用

- ・ リユース、シェア、サービス化など、高い利便性と効率化の両立

廃棄 ← 回収・リサイクル

- ・ 回収の拡大
- ・ 再生材の供給増、レアメタルの確保
- ・ 技術革新、品質向上

循環経済への移行に関する取組は、3 Rの取組を経済的視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉えたものであり、循環型社会を形成する方策の一つ

※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。
※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のCO2削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念 バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化 ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

EU

- 循環経済の取組が加速化し、**制度・規制等も次々と導入**。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、**EU域内での資源循環を強化**。

廃自動車（ELV）改正規則案（2023年発表）

▶ 再生プラ25%使用義務化案等

バッテリー規則（2023年施行）

▶ 廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

エコデザイン規則（2024年施行）

▶ 各製品の設計ガイダンスによる循環性製品の明確化
▶ デジタル製品パスポートを通じたトレーサビリティの確保
▶ 売れ残った繊維製品・履物の廃棄を禁止

グローバル企業

- 世界的な企業でも**ブランド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速**。
- 自社製品の回収を進めることで、**自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化**。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。製品の9割を占める14品目の再生利用を推進。既にMacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100%。

Microsoft

2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能にすることを目指す。

ルノー・グループ（自動車）

車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表。

日本

(注) 数字は年間の値

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存
(石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約38兆円)

焼却処理等

食品ロス：

焼却 約472万トン



プラスチック：

焼却 約510万トン
(廃プラの約7割)



衣類：

焼却・埋立 45万トン
※ 排出される衣類の95%



海外輸出

金属：

鉄スクラップ 685万トン、銅スクラップ 39万トン、
アルミスクラップ 47万トン

プラスチック：

約125万トン (再生プラの約75%)

廃食油：

約12万トン (回収量の約3割)



**廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる
経済社会システムへの転換が必要**

背景等

- **循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）**は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

第五次循環基本計画（令和6年8月2日閣議決定）の概要

課題

- ①気候変動への対応・生物多様性の確保
- ②EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、**社会的課題を同時解決**

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

循環経済に関する関係閣僚会議の開催

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を開催
- 第2回会議において、政策パッケージを取りまとめ

循環経済に関する関係閣僚会議(第1回)(令和6年7月30日)

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承
- ・関係府省庁の取組状況と今後の方向性を確認
- ・総理から、各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内に取りまとめるよう指示

循環経済に関する関係閣僚会議(第2回)(令和6年12月27日)

- ・循環経済への移行加速化パッケージをとりまとめ

会議趣旨

循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、循環型社会形成推進基本計画における取組等の関連する取組を、政府全体として戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を開催

構成員

議長 : 内閣官房長官

副議長 : 経済産業大臣、環境大臣

構成員 : 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、農林水産大臣、国土交通大臣、その他議長が必要と認めた関係者

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】
- 資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における外国人材確保【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】

■ 全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す。

→ 循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大

→ 全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現

■ 循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正案が令和7年5月28日に成立
- これにより、再生資源の利用の義務化や環境配慮設計の認定制度の制定、CEコマースの促進がされるほか、再資源化についての認定制度が作られ、認定事業者は廃掃法許可の特例が適用されるようになる

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

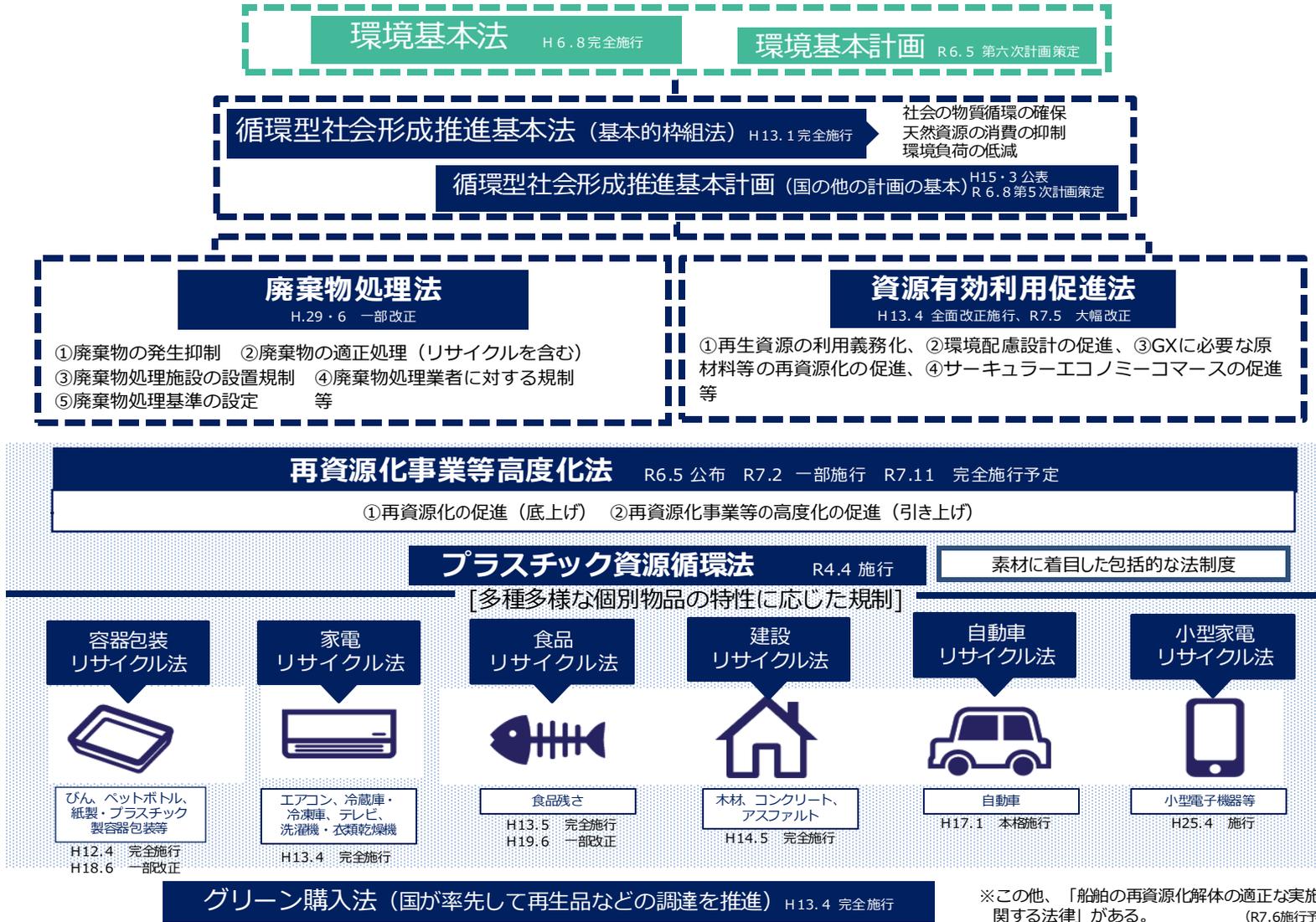
③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

(参考) 循環型社会を形成するための法体系

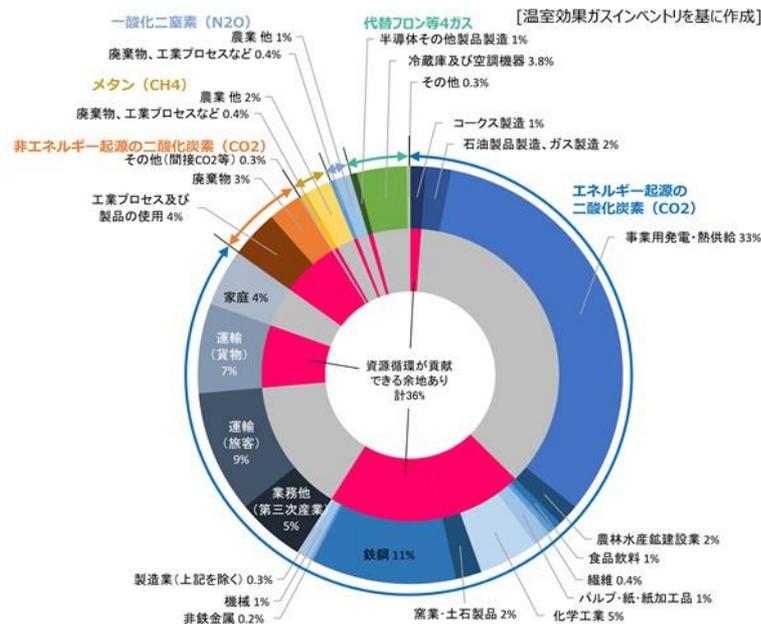


再資源化事業等高度化法の概要

■ **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約**36%**を占める分野の**削減に貢献可能**）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要。

■ 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。

我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）
「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給**されるよう、**再資源化の取組を高度化**し、**資源循環産業の発展**を目指す。

- 欧州では、様々な製品について、再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きが存在。
- グローバルに活躍する我が国企業にとっても、良質な再生材の十分な確保が不可欠。

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

2023年7月13日、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

【再生プラスチック最低含有率のポイント】

時期	再生プラスチック最低含有率※
施行6年後～ （欧州委員会の事前検討では2031年を想定）	<ul style="list-style-type: none"> • 25%（ポストコンシューマー材） • 上記25%のうち25%（= 6.25%）は、当該車型のcar to carリサイクル由来

※再生プラスチック最低含有率の20%とするなどとした修正案についても議論中

包装材と包装廃棄物に関する規制案（欧州委員会）

2022年11月30日、欧州委員会は包装に関する新しいEU全体の規則を提案した。主要目標は、2040年までに加盟国当たり一人当たりの包装廃棄物を2018年と比較して15%削減することである。プラスチック製の包装材は、2030年1月以降、包装の種類に応じて10%から35%までのポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件を設定する。2040年以降は、さらにこの要件を強化し、50%以上の最低使用要件を設定することとされている。

包装材におけるポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件

	2030年以降
(a)ポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする接触到り敏感な包装材	30%
(b)PET以外のプラスチック材料で作られた接触到り敏感な包装材 ※シングルユースの飲料用PETボトル除く	10%
(c)シングルユースの飲料用PETボトル	30%
(d)(a)、(b)及び(c)以外の包装材	35%

- ESG投資では、グローバル企業（大企業）は、自らの排出量（Scope1,2）だけでなく、サプライチェーン全体の排出量（Scope3）まで把握しているかを問われる。
- グローバル企業（大企業）がサプライチェーン排出量の目標を設定する際、**サプライチェーンに組み込まれている企業（廃棄に関わる廃棄物処理業者含む）**に対し、**自らの排出量の把握を求め**るケースも出てきており、今後増加することが見込まれる。
- 排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する場合に、**廃棄物処理業者の脱炭素や資源循環の取組を重視して業者の選定をすることも想定**される。

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

サプライチェーン排出量 = Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量



○の数字はScope3のカテゴリ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。**

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手续の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

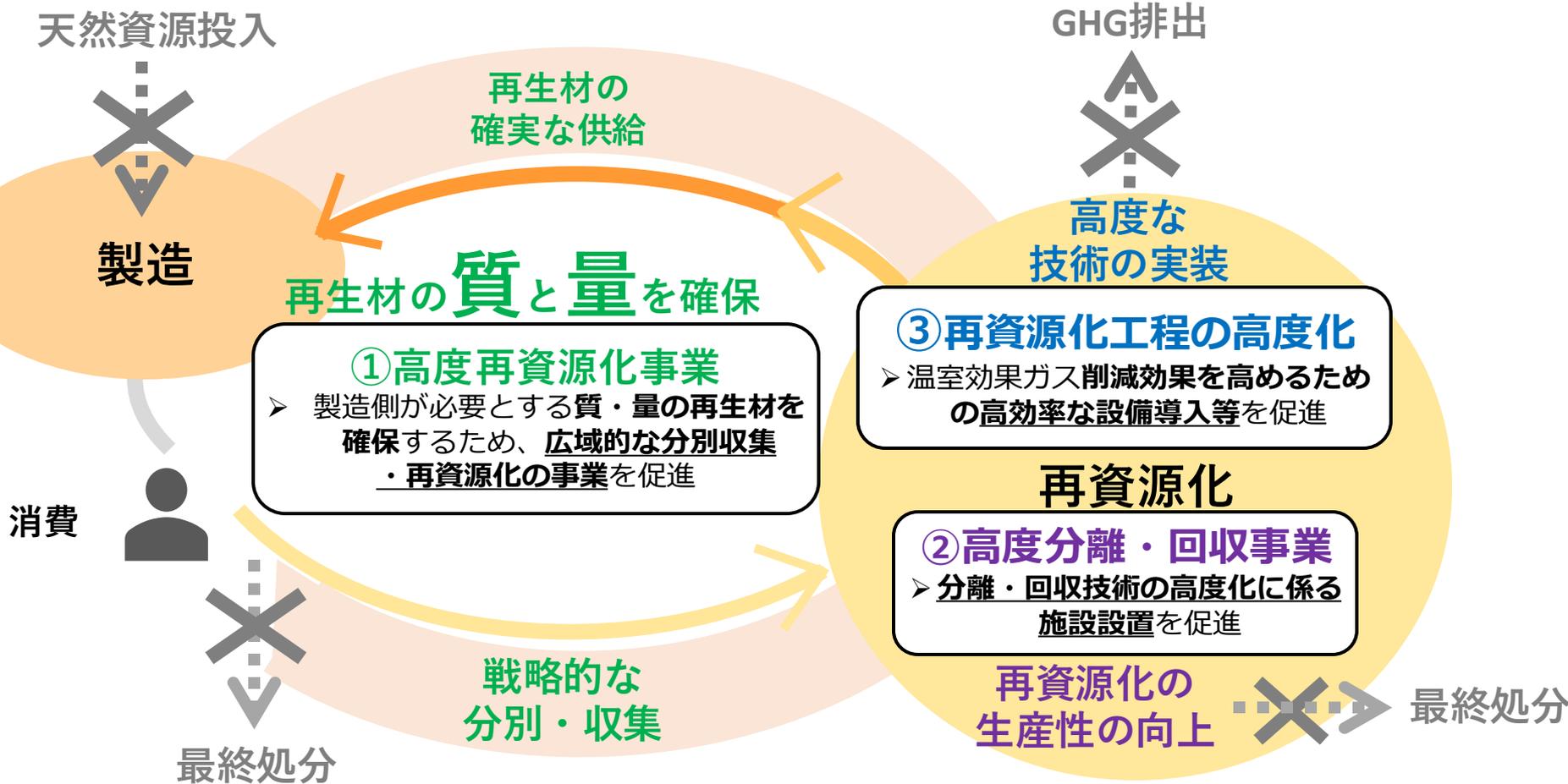


例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

(参考) 認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

(参考) 再資源化事業等高度化法の内容に係る検討

- 再資源化事業等高度化法に関する詳細制度については、「中央環境審議会循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」や「再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ」において、議論・検討いただいているところ。

これまでの開催状況

○静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会

- └ 認定制度をはじめとした再資源化事業等高度化法全般に係る論点について検討

令和6年5月29日 再資源化事業等高度化法 公布 以降

- 第7回 議題：法の概要、認定に係る検討事項等
- 第8回 議題：基本方針案、判断基準案、認定制度の考え方
- 第9回 議題：パブコメ結果、認定基準及び報告・公表制度
- 第10回 議題：認定基準、処理基準の考え方
- 第12回 議題：政省令案の考え方
- 第12回 議題：パブコメ報告、認定制度施行に向けた準備状況

議論いただいている主な論点

- ・ 類型別の趣旨を踏まえた対象事業の考え方
- ・ 生活環境保全に係る調査の内容
- ・ 対象廃棄物の処理基準
- ・ 事業に求める要件の考え方

○再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ

- └ 認定基準の一つとなる定量指標について検討

- 第1回 議題：認定基準となる指標の整理、ケーススタディ
- 第2回 議題：指標の考え方案、ケーススタディ②
- 第3回 議題：指標の考え方案、ケーススタディ③
- 第4回 議題：指標の算定方法の検討

議論いただいている主な論点

- ・ 再資源化事業のLCAの計算範囲、評価方法
- ・ 資源循環指標の計算方法

2024年

5月

法律の成立、公布

2025年

2月

法の一部施行（基本方針、判断の基準）

9月末～10月末

政令・省令等の案のパブリックコメントの実施

10月末～11月上旬

政令・省令等の公布

施行に向けた手引き・ガイドライン等の策定

11月21日（目標）

全体施行（認定制度、報告・公表制度※など）

※ 報告義務については、急な負担とならないように考慮

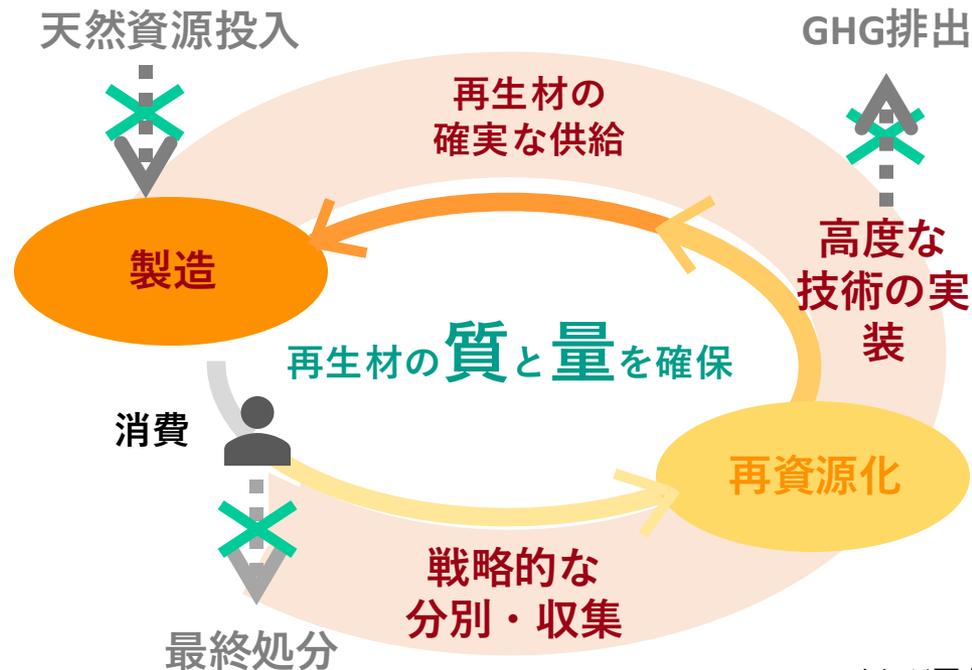
基本方針、判断基準 (令和7年2月1日施行)

目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が**高い**資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

< 高度化のイメージ >



※イメージ図中のXは削減・抑制を含む

2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針①（基本的方向・基本的事項）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生部品又は再生資源の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

②再資源化の生産性の向上のための措置

- 焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても可能としていくことが必要
- 需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 国際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針②（各主体の取組）

<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静派）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備 ➢ 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進 ➢ 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信 ✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する
<p>地方公共団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる ✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める
<p>廃棄物処分業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る ✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める ✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める
<p>国民消費者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める

2. [基本方針]資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針③（目標等）

三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO ₂ /年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO ₂ /年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：2030年までに、バイオマスの年間産出量の約80%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針④（重要事項）

四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ（CPs）」など様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進
- 廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成
- 災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応も含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施
- 国際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）

3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組①

- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を**判断の基準**として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、**産業全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項）</p> <p>第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 • 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 • 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握
<p>【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 （技術の向上に関する事項）</p> <p>第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 • 当該技術を有する設備の導入の検討

3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組②

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】 （温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項）</p> <p>第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再資源化の工程を効率化する設備の導入 • 再資源化の工程の集約化の検討 • 保有する設備の運用について、管理基準の設定 <p>例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等</p>
<p>【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】 （再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項）</p> <p>第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組③

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【人材育成・研修・労働環境の改善】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</p> <p>第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講
<p>【再資源化の実施状況の公表】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表

※ 特定産業廃棄物処分業者（2025年2月1日施行）

一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

認定制度等について

【概要】 類型① 高度再資源化事業のポイント

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

【概要】 類型② 高度分離・回収事業のポイント

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
 - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 周辺生活環境に影響がないこと
- その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

【概要】 類型③ 再資源化工程の高度化のポイント

制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

再資源化事業等高度化法認定制度と廃棄物処理法許可の各基準の比較



	廃掃物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業
事業内容の基準	-	高度な再資源化事業に係る ①再生材の安定供給、 ②トレーサビリティの確保 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る 再資源化の生産性の向上 等の独自基準
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき 構造等の基準	廃棄物処理法と同等 + 高度な再資源化に 資する構造	廃棄物処理法と同等 + 高度な分離・回収に 資する構造
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき 維持管理に係る基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を的確に、継続して行うに 足りるものとして定める基準	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物の 処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分 （それぞれ保管含む））に おいて満たすべきの基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + ①事業内容の証明方法、② 廃棄物の保管方法 等の独自基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + 対象廃棄物ごとの高度な 分離・回収技術に特化した 独自基準

※ 類型③再資源化工程高度化事業における運用に係る各基準は、既存の廃棄物処理法等の規定による。

その他の規定 再資源化の実施の状況の報告等

再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**※は、**毎年度**、産業廃棄物の**種類及び処分の方法の区分ごと**に、その**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を**環境大臣に報告**しなければならないものとしている。
 ※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
 なお、報告については毎年6月30日までに前年度の実績を**インターネットを用いた手段にて実施**することを検討している。
 - ◆ 環境大臣は、報告された事項について、**公表**するものとする。 (**ウェブ上での公表**を検討している。)
- ※ 特定産業廃棄物処分業者（2025年2月1日施行）
 - 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
 - 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること。

<公表内容のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破碎	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

➡ **資源循環の促進に向けた情報基盤の整備と動静脈間のマッチング機会を創出**

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正】

一般廃棄物における熱分解に係る処理基準の規定に次を加える。

- 認定高度分離・回収事業計画（類型②）に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設備である場合は、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣が定める基準に規定する構造とする。

マニフェストの交付を要しない場合の規定に、次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者の規定に次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定
- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る認定高度再資源化事業計画に従って行われる場合に限る。）

【施行日】 （目標）

この法律等は、[令和七年十一月二十一日](#)から施行する。

（ただし、特定産業廃棄物処分業者に課す[再資源化の実施の状況の報告の制度](#)は、初年度は、事業者の負担を考慮した運用とする予定）

再資源化事業等高度化法に関連する その他の政策

その他の政策 財政上の措置

財政上の措置等

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。

環境省の主な関連予算（令和7年度及び令和6年度補正予算）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】43【R6年度補正】17
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】40
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証 等
- ・サステナブルファッション、使用済紙おむつ等の資源循環の促進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援 9【R6年度補正】2
- ・地産地消型資源循環加速化事業 - 【R6年度補正】20

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 150

（金額は億円単位、説明のない数字はR7当初予算）

GX経済移行債による主な投資先

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換）
	自動車 蓄電池 航空機 SAF 船舶	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援 ・生産設備導入支援 ・定置用蓄電池導入支援 ・次世代航空機のコア技術開発 ・SAF製造・サプライチェーン整備支援 ・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※ 3年間で300億円以上の国庫債務負担
エネルギー	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ 原子力	・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの導入支援 ・次世代革新炉の開発・建設
	CCS	・CCSバリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）

出典：GX実行会議取りまとめ「分野別投資戦略」（令和5年12月22日）等より作成

今後も、循環経済の移行の加速化に必要な予算を確保していく

(参考) 再資源化事業等高度化法の認定に係る税制措置等について



公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税）

措置内容

期間：令和8年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画」又は認定「高度分離・回収事業計画」に基づき設置する廃棄物処理施設を対象に追加。当該施設における設備の**固定資産税の課税標準価格を1/2**とする。

再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の創設（法人税）

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画」又は「高度分離・回収事業計画」の認定を受けた者が、環境大臣の定める高度な再資源化設備を取得等し、事業を実施した場合において、その取得金額の**35%の特別償却**を認める特例措置を創設。

再資源化事業等高度化法に係る財政投融資制度の拡充（財投）

措置内容

期間：令和7年度から4年間

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、**特別利率③での財政投融資**を可能とする制度を拡充。

再資源化事業等高度化に向けて、今後、皆様に進めていただきたい取組例

廃棄物 処分業者

- ✓ 判断基準に基づき、技術的・経済的観点等を踏まえた上で、
 - 供給できる再生材の需要や再生材利用率の把握
 - 再資源化の実施状況の開示
 - 再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等といった再資源化事業の高度化に向け、できることから実施してもらうこと。
- ✓ 新たな再資源化事業の実施や既存施設での設備更新等を行う際においては、審査基準と照らし合わせた上で、認定制度の活用も検討いただくこと

事業者

- ✓ 製造業・卸売り業等におかれては、
 - 製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施
 - 製品への再生材の利用とその情報発信等に努めてもらうこと
- ✓ 廃棄物排出者におかれては、廃棄物の処分を委託する際に、
 - 再資源化がしやすいように廃棄物の性状等の情報提供
 - 製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化等による脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定等に努めてもらうこと

地方 公共団体

- ✓ 地域における資源循環を促進するコーディネーター役として、地域の資源を活用した資源循環システムの構築、連携促進等必要な措置を講ずること
- ✓ 廃棄物排出者として、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進めること

○関連情報専用ページ

[資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法） | 環境省](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分

ただし、12時から13時及び以下の日にちを除く。

令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

○事業者様向け説明会

地域ブロック毎に事業者様を対象とした説明会を開催予定です。

日時：未定（法の全面施行後の2025年11月から2026年2月の間に1回開催）

開催形式：実地（九州地方の会場は福岡県を予定）+Youtubeによる同時配信

